

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西辻土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 森田 秀昭

葛城市西辻一五七

理事 辻伸 隆典

一四三

監事 奥村 喜照

二〇四

吉井 博

九八一三

吉井 博

九四一二

奥村 雅由

一三三

奥村 喜洋

一〇二一三

村田 忠知

二一一一

監事 畿 博隆

脇田二三九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 辻伸 隆典

葛城市西辻一四三

理 呂 村田 忠知

二〇四

理 呂 奥村 雅由

九八一三

理 呂 吉井 博

九四一二

理 呂 奥村 喜照

一三三

監事 畿 博隆

六五

監事 涌田 純治  
奥村 喜洋

一〇二一三

監事 畿 博隆

二一二一

監事 太田 憲志

脇田二三九

監事 奥村 純治

二一二一